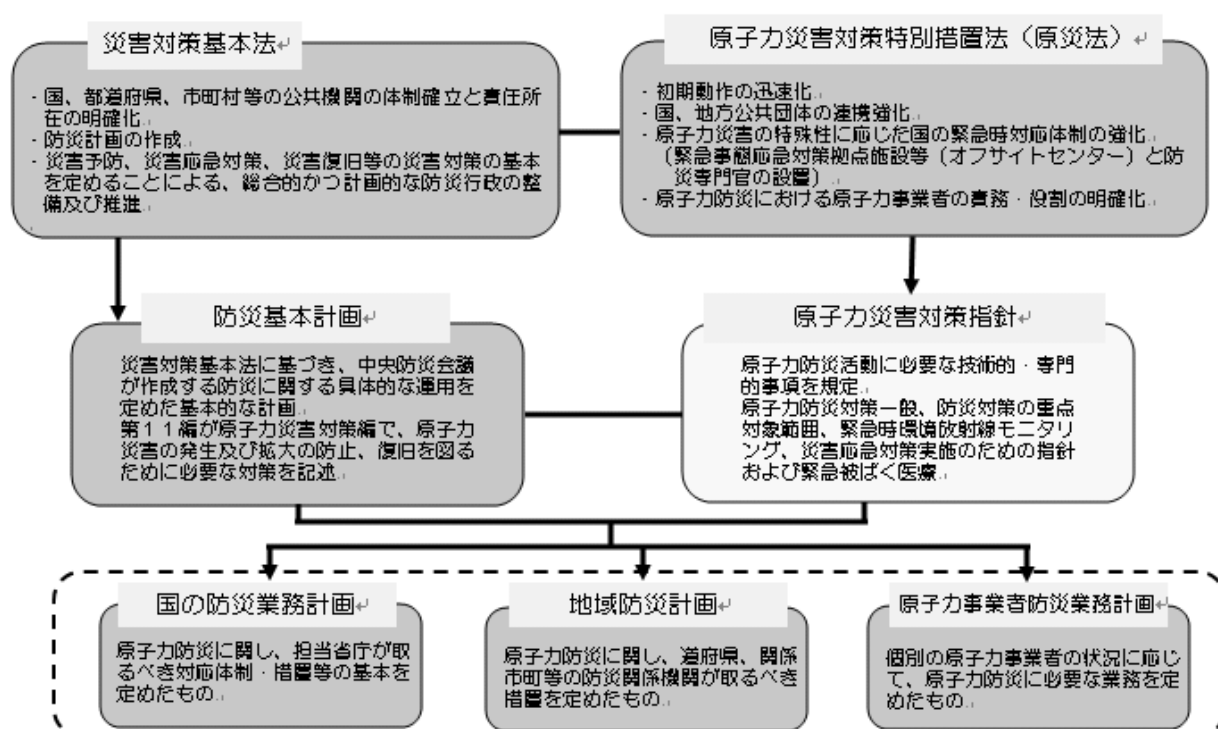


# 愛媛県地域防災計画の修正について (原子力災害対策編)

## 1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、知事が本部長を務める愛媛県防災会議において作成が義務付けられており、愛媛県の地域に係る国の機関、市町村及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

### 原子力防災に関する法体系



## 2 計画修正の経緯

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、巨大地震と津波による被害に加え、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が発生し、未曾有の被害となった。

このことから、県では昨年度、「愛媛県原子力防災対策検討協議会」を設置し、防災対策の課題や対策を検討するとともに、「原子力防災広域避難訓練」を実施・検証し、「原子力防災対策における当面の方針について」をとりまとめた。

また、国においても、原子力災害対策特別措置法の改正、防災基本計画の修正、原子力災害対策指針を策定しており、これらを踏まえて地域防災計画原子力災害対策編を修正するものである。

### 3 計画修正の大きな柱

- (1) 原子力災害対策重点区域の設定  
(EPZから、PAZ、UPZに範囲を拡大)
- (2) 原子力災害対策重点区域拡大に伴う地域の防災体制の強化  
(通信連絡体制、防災資機材の拡充)
- (3) 広域避難への対応  
(市町の枠組みを越えた避難計画作成及び広域避難や長期化への対応)

### 4 計画修正の概要

#### 【総論】

[原子力災害対策重点区域]

- ・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) の設定  
原子力施設を中心として概ね半径 5km の地域 (伊方町)
- ・ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ) の設定  
原子力施設を中心として概ね半径 30km の地域から PAZ を除いた地域  
(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町)

#### 【原子力災害事前対策】

[災害応急体制の整備]

- ①原子力事業者の防災体制の整備
  - ・ 緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等の整備
- ②緊急事態応急対策等拠点施設 (オフサイトセンター) の活用
  - ・ 過酷事故においても継続的に活動できる対策
  - ・ オフサイトセンターが被災した場合の代替施設を予め複数指定

[通信連絡体制の整備]

- ①通信連絡網の整備
  - ・ 非常用電源設備、通信回線の多重化
  - ・ 専用回線網、テレビ会議システム (衛星系、地上系)、衛星固定電話の整備
- ②住民等に対する情報伝達体制の整備
  - ・ 多様なメディアの活用体制の整備

[環境放射線モニタリング体制の整備]

- ・ 緊急時モニタリングの長期化に対応できるよう必要な人員の確保
- ・ モニタリング情報共有システム (ラミセス) の整備、維持

[防災対策上必要とされる防護資機材等の整備]

- ・ 緊急時や災害の長期化等に備え、防災資機材等の整備、維持管理

[避難収容活動体制の整備]

①避難計画

- ・市町の区域を超えて避難する場合における避難先の調整や輸送の手段について、広域避難計画を作成

②災害時要援護者等の援助計画

- ・社会福祉施設管理者・病院等医療機関管理者の避難計画の作成

[緊急輸送路の確保体制の整備]

- ・緊急輸送活動のための道路・港湾等の輸送施設や輸送拠点の把握
- ・緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行うための広域的な交通管理体制の整備

[原子力防災訓練の実施]

- ・大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を想定したシナリオの作成
- ・ブラインド訓練や図上訓練の活用

[複合災害対応に係る体制整備]

- ・緊急輸送路の確保及び避難路の整備
- ・港湾・海岸の補強対策

**【緊急事態応急対策】**

[応急措置の概要]

①重点市町及びその他の市町のとるべき措置

- ・その他の市町での避難者の受入れや避難所の設置・運営

[広報・広聴活動]

- ・不足物資やボランティア募集の受援情報の県外発信
- ・広報文の短文化や広報マニュアルの作成

[緊急時環境モニタリング等の実施]

- ・国は、原子力災害対策指針に基づき緊急時モニタリング実施計画を策定
- ・国は、モニタリングの結果に対する総合評価を行い公表

[住民避難等の実施]

①避難ルートの確保

- ・関係機関の応急復旧等による機能の確保

②避難所の運営

- ・避難者に係る情報の早期把握
- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮
- ・災害時要援護者の健康状態に特段の配慮

③災害時要援護者の避難誘導

- ・社会福祉施設・病院等医療機関の避難計画に基づく避難等の活動

④広域避難

- ・県は、避難計画に基づき避難先市町の決定や関係機関に対し輸送の協力を要請

- ・重点市町は、避難住民の輸送や他の市町村への避難を県に要請

#### ⑤避難の長期化への対応

- ・避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保、医師等による巡回、食料の確保、配食等必要な対策

#### [緊急被ばく医療の実施]

- ・緊急被ばく医療体制の見直し

#### [緊急輸送]

- ・P A Z設定に伴う優先的な避難

#### [ボランティアの受入れ]

- ・被ばくに留意した、ボランティアの受入れ

#### [応援協力活動]

#### ①原子力被災者生活支援チームとの連携

- ・避難区域の設定・見直し
- ・健康管理調査等の推進

### 【原子力災害中長期対策】

#### [緊急事態解除宣言後の対応]

- ・緊急事態解除宣言後も存置される現地災害対策本部及び原子力災害被災者支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援の実施

#### [被災者等の生活再建の支援]

- ・被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活再建資金の支給、コミュニティの維持回復等の支援
- ・居住地以外の市町に避難した被災者に対する、必要な情報や支援・サービスの提供

## 5 計画の修正状況と今後の予定

### 今回の計画の修正について

- (1) 24年12月19日 愛媛県防災会議幹事会開催
- (2) 25年1月9日から平成25年1月29日 パブリックコメント実施
  - ・パブリックコメントに寄せられた意見
  - ・18人 62件(内、意見内容が同一のもの1件)
- (3) 25年2月20日 愛媛県防災会議を開催

### 今後の計画の修正について

- (1) 2月20日 原子力災害対策指針の改正概要
  - ① 原子力災害事前対策の在り方
    - ・EAL、OILの導入

- ② 緊急被ばく医療の在り方
    - ・安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
    - ・スクリーニングの実施体制の整備
  - ③ SPEEDI の活用
    - ・防護措置の参考情報としての活用
- (2) 今後、原子力規制委員会で詳細な検討が行われる事項
- ① 原子力災害事前対策の在り方
    - ・P P Aの導入
  - ② 緊急時モニタリング等の在り方
    - ・緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定
  - ③ 緊急被ばく医療の在り方
    - ・UPZ 以遠における安定ヨウ素剤の投与基準としてのE A LやO I Lの整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等

これらの原子力規制庁「原子力災害対策指針」の修正等を受けて愛媛県地域防災計画の見直しを行い、必要に応じて修正。